

砂栽培クラブ「さら Garden」 会員規約

一般社団法人日本砂栽培協会

一般社団法人日本砂栽培協会（以下「当協会」といいます）は、当協会が運営する砂栽培クラブ「さら Garden」における会員規約（以下、「本規約」といいます）について、以下のとおり定めます。

第1条（定義）

1. 「本クラブ」

「本クラブ」とは、当協会が運営する砂栽培クラブ「さら Garden」をいいます。

2. 「本サービス」

「本サービス」とは、ご家庭で砂栽培を行う「@ホーム」、または当協会が指定する貸農園で砂栽培を行う「@ハウス」、およびそれらに関連して当協会が提供するその他のサービスをいいます。

3. 「会員」

「会員」とは、本規約および「さら Garden ハウス利用ルール」に同意のうえ、本規約に基づき本サービスの提供を受けるために当協会の指定する会員登録手続を完了し、当協会が会員として承認したうえ会員として登録した個人をいいます。

第2条（本規約の範囲および変更）

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、当協会および会員に適用されるものとし、会員は本サービスを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとします。

2. 本規約の内容は、必要に応じて変更することがあります。変更された規約は変更時以降、会員に対して適用されるものとします。ご利用の際には、必ず最新の本規約を当協会のウェブサイト (<https://sara-garden.jp/>) でご確認ください。

第3条（会員の入会）

1. 入会を希望する者（以下、「入会希望者」といいます）は、以下に定める手続その他当協会が定める手続に従って、入会を申し込みます。ただし、未成年者が入会を希望する場合には、当該入会希望者は、親権者等法定代理人の同意を得ることが必要です。

(1) 本規約を熟読し、その内容を理解し、その内容に拘束されることを承諾したうえで、当協会が別途指定する登録の方法により、入会の申込を行うこと

(2) 当協会が入会のために必要なものとして、当協会が定める様式に従って必要事項を全て正確に当協会に届け出ること

2. 入会手続は、前項の申込に対する当協会の承認をもって完了するものとします。ただし、

当協会は、入会希望者が以下に定める事由の何れかに該当することが判明した場合、入会希望者の入会を認めないことがあります。

- (1) 入会希望者が実在しない場合
- (2) 入会希望者がすでに会員になっている場合
- (3) 入会希望者が過去に本規約違反等により、会員資格を停止され、または、抹消されている場合
- (4) 申込の際に当協会に届け出た事項に虚偽、誤記または記入のもれがあった場合
- (5) 入会希望者が第 15 条に定める会員資格の停止、抹消事由の何れかに該当する場合
- (6) その他、入会希望者を会員とすることを不適切と当協会が判断した場合

第 4 条（会費及び支払）

会員は、以下の会費とサービス別の料金を当協会に指定する方法でお支払い頂きます。

- (1) 会費 月額 1,000 円（消費税等を含まず）
- (2) 料金 @ホーム：砂栽培キット 1 セット当たり 3,000 円（消費税等を含まず）
@ハウス：貸農園 1 区画（1.8m×1.2m）当たり 月額 5,000 円（消費税等を含まず）
- (3) 支払 会費及び@ハウス料金：当月分を当月 10 日までに当協会が指定する銀行口座への振込もしくは現金で支払い
砂栽培キット料金：キット引き渡し時かそれ以前に当協会が指定する銀行口座への振込もしくは現金で支払い

ただし、入会申込の日が各月 16 日以降の場合、会費及び@ハウス料金は申込の日の翌日より発生するものとします。

第 5 条（会員資格）

- 1.入会希望者は第 3 条に従って、入会の申込をし、第 4 条の会費の支払いが完了した時点をもって会員資格を取得します。ただし、当協会は、会員に対し、本サービスの一部の利用を制限することがあります。
- 2.前項にかかわらず、会員が第 3 条第 2 項に定める何れかの事由に該当することが入会後に判明した場合、当該会員の会員資格を抹消することがあります。

第 6 条（届出事項の変更等）

- 1.会員は、入会申込の際に当協会に届出した事項に変更のあった場合は、当協会宛に遅滞なく所定の様式によりその旨届け出るものとします。
- 2.前項の届出を怠った場合、会員は当協会からの通知（電子メール、郵便その他通知の手段を問わない）を受領できないおそれのあることを予め承諾するものとします。

第7条（会員情報の取扱）

1.会員が入会申込の際に当協会に届け出た事項および会員による本サービスの利用に関する事項は、当協会のデータベースに登録されます（以下、当協会のデータベースに登録された情報を「登録情報」といいます）。登録情報は当協会が所有するものとし、当協会はこれを利用することができることを会員は承諾します。かかる利用には、当協会から会員に対する当協会または第三者の主催する催物の案内、ダイレクトメール、ダイレクト電子メール、宣伝印刷物その他の広告・情報の送付またはその他の方法による提供が含まれます。会員は、当協会が登録情報を利用するにあたり、利用の一部を第三者に委託する場合、必要な範囲に限り、当該第三者に登録情報を提供することをあらかじめ承諾します。

2.当協会は、登録情報のうち、特定の個人の識別が可能な情報（以下「個人情報」といいます）を、第三者に開示しないものとします。ただし、以下の場合を除きます。

(1) 情報開示について会員の同意がある場合（本規約に定めのある場合を含む）

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3.当協会は、本サービスを、株式会社国際電気通信基礎技術研究所（ATR）および株式会社グリーンファームと共同で行います。サービスを円滑に提供するため、登録情報を共同利用します。

・共同利用者

1. 株式会社国際電気通信基礎技術研究所（ATR）

京都府相楽郡精華町光台 2-2-2

2. 株式会社グリーンファーム

大阪府四條畷市大字逢阪 479-4

4.本規約に定めのない、当協会が取得した個人情報に関する、利用目的その他取り扱いに関する事項については、個人情報の取り扱い (<http://www.sand-culture.jp/pdf/privacy.pdf>) によるものとし、これをあらかじめ確認ください。

第8条（当協会から会員への通知方法）

1.当協会から会員に対する通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、会員が第3条に基づき予め当協会に通知したアドレス宛の電子メールの送付、会員専用ウェブサイト（以下「本ウェブサイト」といいます）上の掲示、または当協会が適当と認めるその他の方法により行われるものとします。

2.前項の通知が電子メールで行われる場合、当協会が、会員が利用するサーバー宛に電子メ

ールを発信したときに通知の効力が発生したものとみなします。会員は、当協会の発信する本サービスの利用に関する電子メールを遅滞なく閲覧するように努めるものとします。

3.第1項の通知が本ウェブサイト上の掲示により行われる場合、当該通知が本ウェブサイト上又はログイン画面上に掲示され、会員が本ウェブサイト又はログイン画面上にアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって会員への通知の効力が発生したものとみなします。

第9条（会員から当協会への通知方法）

1.会員から当協会に対する通知は、当協会がその都度指定するアドレス宛の電子メールの送付または当協会が適当と認めるその他の方法により行われるものとします。

2.前項の通知が電子メールで行われる場合、会員からの電子メールが当協会のサーバーへ到着したときに、通知の効力が発生するものとします。

第10条（メールアドレスおよびパスワードの管理）

1.会員は、本ウェブサイトを利用するために、入会申込時に申請したメールアドレスとパスワードを使用するものとします。

2.メールアドレスおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、会員の故意または過失による第三者の使用等により会員または第三者に生じる損害の責任は、会員が負うものとし、かかる事由により、当協会が損害を負った場合には、会員はその責任を負い、当協会が被った損害および損失を賠償および補償するものとします。

3.会員は、メールアドレスおよびパスワードの盗用、または第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当協会にその旨を連絡するとともに、当協会からの指示がある場合には、これに従うものとします。

4.当協会が本ウェブサイトの利用に関して受信したメールアドレスおよびパスワードが会員のもので一致することを確認して取り扱った場合には、これらの漏洩・盗用等があった場合であっても、当協会は当該本ウェブサイトが当該会員により利用されたものとみなすことができるものとします。

第11条（会員の責任）

会員は、本規約に別途定められる事項を遵守するほか、下記の事項を遵守するものとします。

1.会員は、当協会が提供する本ウェブサイトを不正の目的をもって利用しないこと。

2.会員は、当協会が提供する本ウェブサイトに含まれる情報に関する、当協会または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為を行わないこと。

3.会員は、本ウェブサイトの利用に際して情報を当協会に伝送するにあたって、当協会の定

める手順・セキュリティ手段を遵守すること。この遵守を怠った場合、当協会はその結果について一切の責任を負いません。

4.会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させ、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の処分を行わないこと。

5.会員は、本ウェブサイトの利用に関して以下の行為またはそのおそれのある行為を行わないこと。

(1) 公序良俗または法令に違反する行為

(2) 当協会、他の会員または第三者に対し、誹謗・中傷を行い、その他不利益を与える行為

(3) 植物を栽培する方法や用品に関して未確認の効能を過度に強調するなど、風説の流布の可能性のある行為

(4) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または第三者が受信可能な状態にしておく行為

(5) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為

(6) 手段を問わず、本ウェブサイトの運営を妨害する行為

(7) 当協会が承認していない営利を目的とする行為

(8) メールアドレスおよびパスワードを不正に使用する行為

(9) 第三者になりすまして本ウェブサイトを利用する行為

(10) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為

(11) 上記の各行為を幫助または、そそのかす行為

(12) その他当協会が不相当と判断する行為

第12条（会員投稿情報の権利）

1.会員は、本ウェブサイトに会員が投稿した情報について、国の内外を問わず複製、公衆送信、頒布、翻訳・翻案等著作権法上の権利（当協会から第三者に対する再利用許諾権を含みます）を、当協会に対して無償で許諾するものとします。

2.会員は、当協会または当協会から再利用許諾権を受けた第三者に対して、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。

3.会員が本ウェブサイトに投稿した情報については、当該投稿を行った会員が著作権を有し、当該会員は、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとします。

第13条（会員投稿情報の削除または修正）

当協会は、会員が投稿した情報のうち、以下のいずれかに該当するまたはそのおそれがある場合、会員の承諾なく、また会員に対して何らの責任を負うことなく、その全部または一部を削除し、またはこれに対し当協会が必要と判断する修正を行うことができるものとします。

- 1.第 11 条第 5 項のいずれかの事項に該当すると当協会が判断するもの
- 2.事実明らかに反すると当協会が判断するもの
- 3.その他当協会が不相当と判断するもの

第 14 条 (会員の退会)

- 1.会員が退会を希望する場合には、退会希望日の 1 カ月前までに所定の様式によって当協会に届け出るものとし、当協会での退会処理終了後、退会となります。ただし、退会希望日が月末でない場合は、退会希望日が属する月の第 4 条に定める支払いは免れません。
- 2.会員が退会する場合、当協会は、既に会員から支払われた料金等の払戻義務を一切負担しません。また、会員は、退会したときは、本サービスの利用に関する一切の権利、特典を失うものとし、また、退会に伴って、当協会に対して、何らの請求権を取得するものではありません。
- 3.会員が退会する場合、当該会員は当協会に対する債務がある場合には、その全額を直ちに支払うものとし、また、退会に伴って、当協会に対して、何らの請求権を取得するものではありません。
- 4.会員が死亡した場合、その時点で退会したものとみなします。

第 15 条(会員資格の停止・抹消)

- 1.会員が以下の事由のいずれかに該当する場合、当協会は会員に何ら事前の通知または催告をすることなくまた会員に対して何らの責任を負うことなく、会員資格を一時停止し、または抹消することができます。
 - (1) メールアドレスまたはパスワードを不正に使用した、または使用させた場合
 - (2) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (3) その他、会員として不適格と当協会が判断した場合
- 2.会員資格を抹消された場合、当該会員は、当協会に対する債務がある場合には、その全額を直ちに支払うものとし、また、当協会は、既に支払われた会費等の払戻義務を一切負わないものとし、また、退会に伴って、当協会に対して、何らの請求権を取得するものではありません。

第 16 条 (本サービス内容の変更)

当協会は、事前に通知することにより、本サービスの内容を中断または変更することがあります。会員は、本サービスの内容の中断または変更に起因して本サービスの会員を退会する場合は、第 13 条の規定にかかわらず通知日より 1 か月以内に所定の様式を提出することにより、本サービスの提供を停止できるものとし、また、当協会は、既に支払われた会費等の払戻義務を一切負わないものとし、また、退会に伴って、当協会に対して、何らの請求権を取得するものではありません。

第 17 条 (本サービス提供の中断、停止)

- 1.当協会は、以下のいずれかの事由に該当する場合、会員に事前に通知することなく、本サ

サービスの提供を、一時中断または停止することがあります。

(1) 本サービスの提供のための設備の保守点検または補修（定期的なものか緊急なものであるかいずれかを問わない）を行う場合

(2) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合

(3) 当協会が、運用上もしくは技術上、本サービスの一時中断もしくは停止が必要であると判断した場合、または、不測の事態により当協会による本サービスの提供が困難と判断した場合

2.前項にかかわらず、いかなる場合においても、当協会は会員に対して1ヶ月前に通知することにより、本サービスの提供を停止することができるものとします。その場合は、通知日以降に支払期限が到達する第4条に規定の会費及び@ハウス料金の支払いは免除されません。

第18条（情報の利用について）

本サービスで提供されている情報は、一般的な情報であり、常に最新のものと限らず、また利用者の個別の事情を考慮したものではありません。特に会員から投稿された情報については、当協会は内容の検証は行いません。当協会からの提供情報の利用にあたっては、会員が自らの責任で判断するものとします。

第19条（免責・責任制限）

1.当協会は、本規約で別途当協会の免責につき規定されるところに加え、本サービスの提供に関連して会員または第三者が被った一切の損害、損失または費用につき一切の責任を負わないものとします。かかる損害等には下記に定められるものが含まれますが、これらに限られません。ただし、当協会に故意または重過失がある場合はこの限りでないものとします。

<システム上の問題に関する免責>

(1) 通信回線、通信機器、端末機またはコンピュータ等（会員、当協会または第三者のいずれの所有、支配または管理にかかるかを問いません）の障害、不通、瑕疵等に基づくもの

(2) 本サービスに関連して会員、当協会または第三者が発信する情報の不到達、遅延、改変、漏洩、流出、消失、ハッキング等に基づくもの

(3) 通信途上において会員の登録情報（個人情報含む。以下同じ）が漏洩した場合、その他当協会の故意または重過失なくして会員の登録情報が漏洩した場合

<その他の免責>

(1) 第8条、第9条、第10条、第15条、第16条、第17条の各条に関連した、会員、当協会または第三者に生じた不利益、損害

(2) 本ウェブサイトから他のウェブサイトなどへリンクをしている場合、リンク先の内容

(3) その他、天災・災害・停電・騒乱・テロ等の不可抗力に基づくもの

2.当協会が責任を負う場合には、会員に対し、本ウェブサイトの提供に関連して会員に発生した現実かつ直接の通常損害以外を賠償するものではありません。

第 20 条（会員による損害賠償）

会員が本サービス利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、当協会に損害を与えることのないものとします。会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当協会に損害を与えた場合、当協会は当該会員に対して損害賠償の請求ができるものとします。

第 21 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

第 22 条（合意管轄）

本規約に関して紛争が生じた場合、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 23 条（協議）

本規約に定めのない事項または本規約に関する疑義が生じた場合には、関係当事者間にて誠意をもって協議し、円満に解決するよう努めるものとします。

最終更新日：2016年11月1日

本規約についてのお問い合わせ先

一般社団法人日本砂栽培協会

砂栽培クラブ「さら Garden」

※お問い合わせはこちら（sara@sand-culture.jp）から、または電話（0774-95-1543）にてお願いいたします。